

令和元年5月10日

報道関係者 各位

## 島原市若者チャレンジ事業及び島原市わかもの創業チャレンジ事業の募集について

標記のことについて、意欲ある若者の取り組みを応援するため、下記事業の対象者を募集していますのでお知らせします。

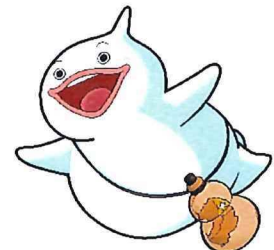
### 記

- 1、事業名
  - ①島原市若者チャレンジ事業  
募集期間：5月31日（金）まで
  - ②島原市わかもの創業チャレンジ事業  
募集期間：6月28日（金）まで
- 2、事業内容 別紙「島原市若者チャレンジ事業補助金募集要項」「島原市わかもの創業チャレンジ事業補助金募集要項」「若者チャレンジ事業・わかもの創業チャレンジ事業の比較」をご覧ください。
- 3、その他  
詳しい内容は、別紙「募集要項」や市ホームページをご参照ください。  
市HPアドレス：<https://www.city.shimabara.lg.jp/page3275.html>

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 政策企画課 島原ふるさと創生本部 北島  
電話：0957-62-8012  
E-mail：seisaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

# 島原市若者チャレンジ事業補助金募集要項

## 1. 若者チャレンジ事業補助金とは？

若者が、失敗を恐れることなく、街づくりにチャレンジできる環境づくりを推進するため、若者主体の団体が自主的、主体的に企画し、実践する地域の雇用の創出が期待できる地域課題の解決や地域の賑わいの創出など、地域の特色を活かした若者らしい多彩な事業を支援する制度です。

## 2. 制度の概要

### (1) 対象となる事業は？

次の全てに該当する事業です。

- ① 地域の特色を活かした地域課題の解決、地域の賑わいの創出など地域の活性化に寄与すると認められる事業であること。
- ② 若者ならではの柔軟な発想及びチャレンジ精神を活かした独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること。
- ③ 将来に向けた事業展開が大いに期待できる事業であり、本市の雇用の創出が期待できる事業であること。
- ④ 市内で実施される事業であること。(補助対象団体の主たる活動に関連する事業については、市外での実施を認める場合がある。)
- ⑤ 年度内に完了する事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 特定の個人、又は団体のみが営利を受ける事業であること。
- ② 政治的活動、又は宗教的活動を主たる目的とする事業であること。
- ③ 団体内の交流会等、親睦会の類の事業であること。
- ④ 売名を目的とする事業であること。
- ⑤ 公の秩序、又は善良の風俗を害するおそれのある事業であること。
- ⑥ 国や県、市から他の公的な補助金の交付を受ける事業であること。
- ⑦ その他市長が適当でないと認める事業であること。

## (2) 補助金の額は？

補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内とします。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

※団体の構成員に対する人件費等の対象外事業費があります。

## (3) 対象となる経費は？

対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費です。

ただし、本事業に必要な経費と他の事業に必要な経費とを明確に区分することができない場合は対象外です。

### 対象と認める経費

区 分	内 容	
人件費	団体の構成員以外の者で新たに雇用する者の社会保険料及び賃金 (ただし、事業費の5割以内)	
家賃	賃貸借契約物件に対する家賃であり、敷金及び礼金等を含む。	団体の構成員の6親等内の血族、配偶者、又は3親等内の姻族が所有する物件に対する家賃は除く。
消耗品・材料 購入費	材料・消耗品(単価3万円未満)等の購入費	
通信運搬費	電話代、郵便料 等	
旅費	団体の構成員の交通費・宿泊費、外部講師等の交通費・宿泊費	報告書により結果が確認できる場合に限る。
委託費	専門機関への調査委託 等	当該経費の支出が事業に必要不可欠である場合に限る。
保険料	ボランティア保険 等	
使用料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	
備品購入費	備品(単価3万円以上)購入費	リース・レンタルでは対応できない場合、50万円を上限として認める。
その他	その他市長が必要と認める経費	

対象と認めない経費

区 分	内 容
飲食費	原則、対象外であるが、講師等の食事代等社会通念の範囲と認められる場合のみ対象として認める。
商品券等	商品券等の金券の購入代金、記念品等の購入代金
土地代等	土地の取得、造成、補償に係る経費
会費等	他団体への会費・賛助会費等
その他	その他市長が適当でないと認める経費

(4) 応募要件等は？

- ① 補助を受ける団体の要件は、次の全てに該当する団体です。
  - ア 当該年度の4月1日現在で15歳以上48歳までの者（以下「若者」という。）が団体の代表者であり、かつ2名以上で構成する団体であること。
  - イ 構成員の過半数が市内に住む、又は本市出身の若者であること。
  - ウ 構成員の過半数が若者であること、かつ構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること。
  - エ 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた規則（規約、会則等）を備え、又は備えようとする団体であり、予算及び決算等の会計処理が明確な団体であること。
  - オ 政治活動、又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
  - カ 団体の構成員全員が市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。
  - キ 団体の構成員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
  - ク 交付決定の日の翌日から起算し3年以上存続して、街づくりのための活動を行う団体であること。

② 補助金の交付に関して

補助金の交付は、予算の範囲内において交付するものとし、1会計年度あたり1団体につき1事業とし、最長で3年間交付することができます。ただし、毎年度補助金の交付手続きが必要です。

(5) 審査は？

審査会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを受け事業内容について審査し、採択の有無を決定します。

3. 申請から補助金交付まで

(1) 申請受付期間は？

令和元年5月31日（金）まで

(2) 申請方法は？

事業を申請するときは、次の書類が必要となります。

- ① 島原市若者チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 島原市若者チャレンジ事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 申請団体の規則（規約、会則等）
- ⑤ 誓約書兼同意書 ※構成員全員の同意が必要
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請の選考結果（交付決定）は？

交付決定については、審査会終了後、申請団体あてに通知します。

(4) 事業完了の報告は？

事業終了後、実績報告の関係書類を提出していただきます。

また、事業の収支決算関係書類等は、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間は保存していただくことになります。

※ 事業の完了した日から起算して30日以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

(5) 補助金額の確定は？

実績報告書の提出を受けたあと、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に通知します。

(6) 補助金の交付は？

確定した補助金の額に基づき、請求書を提出いただき、補助金を交付することになります。

ただし、特に必要がある場合は、補助金の一部、又は全部を概算払いで交付することが可能です。この場合は、補助金の額が確定した後に精算しますので、精算額によっては、返還金が生じる場合があります。

※ 事業を申請される場合は、事前に政策企画課 島原ふるさと創生本部にご相談ください。(雲仙復興事務所2階、電話62-8012)

【問い合わせ先】

〒855-0866

島原市南下川尻町7番地4 (仮事務所：雲仙復興事務所2階)

島原市役所 市長公室 政策企画課 島原ふるさと創生本部

TEL:0957-62-8012

FAX:0957-62-8115

# 島原市わかもの創業チャレンジ事業補助金募集要項

## 1. 島原市わかもの創業チャレンジ事業補助金とは？

移住者等及び定住者のうち、若者の市内における創業を支援することにより、地域経済の活性化及び定住の促進を図ることを目的とし、創業に要する経費を支援する制度です。

※移住者…申請日から起算して2年以上市外に居住した後、本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置き3年を経ない者又は申請年度中に確実に転入が見込まれる者。

※定住者…市内に3年以上継続して住所を有する者

※若者…当該年度の4月1日現在で20歳以上48歳以下の者

## 2. 制度の概要

### (1) 対象となる事業は？

次のいずれかに該当する事業です。

- ① 農商工連携による新規事業
- ② 地域資源を活用した特産品加工事業
- ③ 特産品を活用した飲食事業
- ④ I Tビジネスの進出による産業振興に寄与する事業
- ⑤ 伝統工芸、芸術等、創作活動に関する事業
- ⑥ 新たな分野に挑戦する事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 交付決定より前に創業した事業
- ② 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的とした事業
- ③ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- ④ 国又は本市以外の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- ⑤ その他市長が適当でないと認める事業

## (2) 補助金の額は？

補助率は、補助対象経費の2分の1以内です。

補助限度額は、移住者等が75万円、定住者が50万円となります。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

## (3) 対象となる経費は？

対象となる経費は、創業に直接要する経費です（下表）。

ただし、本事業に必要な経費と他の事業に必要な経費とを明確に区分することができない場合は対象外です。

### 対象と認める経費

補助対象者	補助限度額	補助対象経費	補助率
移住者等	75万円	・事業拠点費（電気設備、什器・備品等設備費、作業機械・パソコン・コピー機等機械器具費及び店舗の内装工事・看板等構築物費、その他事業所の設置に要する経費（土地・建物の取得及び造成に係るものを除く。））	1/2以内
定住者	50万円	・創業の周知にかかる広告宣伝費（新聞広告費、HP製作費、ポスター・チラシ製作費等） ・その他市長が必要と認める経費	1/2以内

（備考）

- 1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

## (4) 応募要件等は？

補助を受けることができる者の要件は、次の全てに該当する移住者及び定住者です。

- ア 当該年度の4月1日現在で20歳以上48歳までの者（以下「若者」という。）で本市に移住（予定含む）及び定住している若者。



- イ 申請日から起算して前1年以内に補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について島原創業サポートセンターの個別相談を受け、その助言のもと創業計画書（様式第2号）を作成した者
- ウ 島原市内に事業の拠点を設置し、新規創業又は、新規事業展開（本社機能移転を含む）について具体的な計画を有する個人又は、団体等の代表者。
- エ 申請年度内に創業し、2年以上継続して市内で事業を行う者。
- オ 第11条の規定による額の確定を受けた日の翌日から起算して、2年以上市内に定住する者
- カ 市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと

#### （5）審査は？

審査会を開催し、申請者からのプレゼンテーションを受け事業内容について審査し、採択の有無を決定します。

### 3. 申請から補助金交付まで

#### （1）申請受付期間は？

令和元年6月28日（金）まで

#### （2）申請方法は？

事業を申請するときは、次の書類が必要となります。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 創業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 事業費内訳書（見積書、工事明細書、設計図等の写し、事業実施前写真）
- ⑤ 誓約書（様式第4号）
- ⑥ 住民票（申請日前3ヶ月以内に発行したもの）
- ⑦ 市税等の未納がない証明書（申請日が属する年の1月1日に住所を定めていた市区町村が発行したもの）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

**(3) 申請の結果（交付決定）は？**

交付決定については、審査終了後、申請者あてに通知します。

**(4) 事業完了の報告は？**

事業終了後、実績報告の関係書類を提出していただきます。

申請時点で島原に住所を移していない場合は、実績報告書に住民票を添付していただきます。

また、事業の収支決算関係書類等は、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間は保存していただくことになります。

※ 事業の完了した日から起算して30日以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

**(5) 補助金額の確定は？**

実績報告書の提出を受けたあと、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

**(6) 補助金の交付は？**

確定した補助金の額に基づき、請求書を提出いただき、補助金を交付することになります。

ただし、特に必要がある場合は、補助金の一部、又は全部を概算払いで交付することが可能です。この場合は、補助金の額が確定した後に精算しますので、精算額によっては、返還金が生じる場合があります。

※ 事業を申請される場合は、事前に政策企画課 島原ふるさと創生本部にご相談ください。（雲仙復興事務所2階、電話62-8012）

**【問い合わせ先】**

〒855-0866

島原市南下川尻町7番地4（仮事務所：雲仙復興事務所2階）

島原市役所 市長公室 政策企画課 島原ふるさと創生本部

TEL:0957-62-8012

FAX:0957-62-8115

## 若者チャレンジ事業・わかもの創業チャレンジ事業の比較

名称	島原市若者チャレンジ事業	島原市わかもの創業チャレンジ事業
目的	<u>雇用の創出、地域課題の解決、地域の賑わいの創出</u>	<u>創業支援、地域経済の活性化、移住・定住の促進</u>
事業対象者	<u>団体向け</u> (若者が代表である団体で、構成員の過半が市内在住または、本市出身の若者であること。)	<u>個人向け</u> 本市に移住した(予定も含む)若者、または市内在住の若者
対象年齢	<u>15歳</u> ～48歳(平成31年4月1日現在) ※団体には20歳以上の者が一人以上含まれていること	<u>20歳</u> ～48歳(平成31年4月1日現在)
対象事業	<u>すべての要件を満たす事業</u> ① 地域の特色を活かした地域課題の解決、地域の賑わいの創出など地域の活性化に寄与すると認められる事業であること。 ② 若者ならではの柔軟な発想及びチャレンジ精神を活かした独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること。 ③ 将来に向けた事業展開が大いに期待できる事業であり、本市の雇用の創出が期待できる事業であること。 ④ 市内で実施される事業であること。(補助対象団体の主たる活動に関連する事業については、市外での実施を認める場合がある。) ⑤ 年度内に完了する事業であること。	<u>次のいずれかに該当する事業です。</u> ① 農商工連携による新規事業 ② 地域資源を活用した特産品加工事業 ③ 特産品を活用した飲食事業 ④ ITビジネスの進出による産業振興に寄与する事業 ⑤ 伝統工芸、芸術等、創作活動に関する事業 ⑥ 新たな分野に挑戦する事業
補助対象経費	<u>事業運営費</u> (人件費、消耗品費、通信運搬費など)	<u>創業に必要な経費</u> (事業拠点費、広告宣伝費など)
補助率	<u>10分の8</u> ※団体の構成員に対する人件費等の対象外事業費あり ※当該年度の予算による上限有。	<u>2分の1</u> 上限額 移住者等75万円 定住者50万円
募集期間	5月31日(金)まで	6月28日(金)まで
審査方法	審査会を開催し、申請者によるプレゼンテーションを実施。 審査員の点数により採択。	審査会を開催し、申請者によるプレゼンテーションを実施。 審査員の点数により採択。
補助期間	最長3年間可能 ただし、継続の場合も、新規申請団体と同様に、申請書類提出後、審査会でプレゼンテーションし、審査後の採択が必要	申請年度のみ交付
その他	交付を受けた団体は、3年以上存続して、街づくりのための活動を行わなければならない。	交付を受けた者は、2年以上継続して市内で事業を行わなければならない。